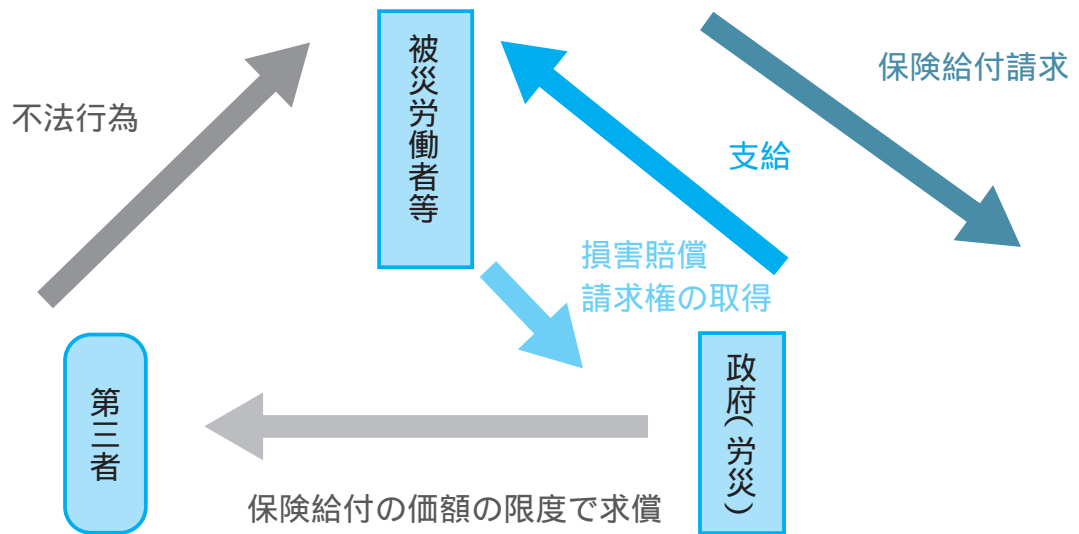
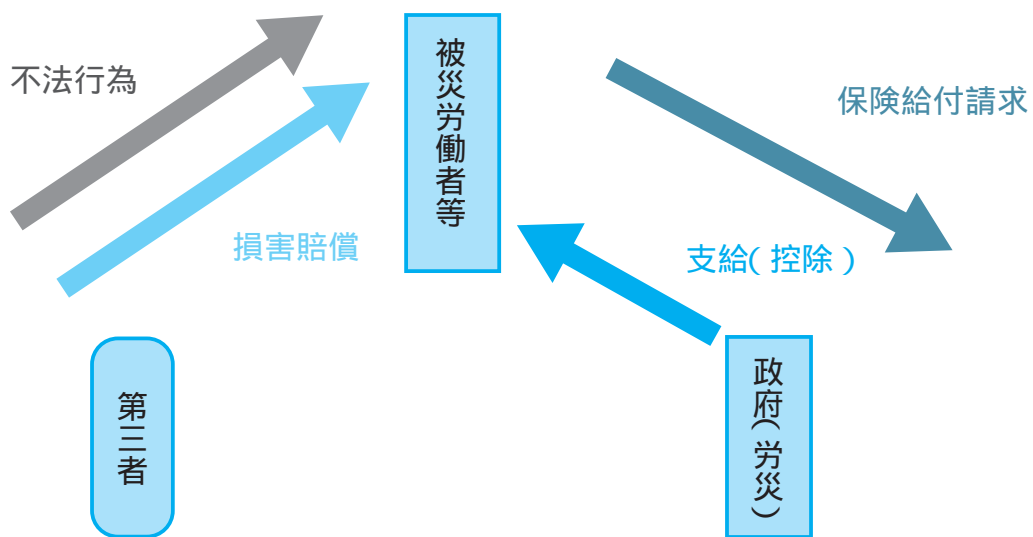


(1) 労災保険給付先行の場合



(2) 損害賠償先行の場合



4 未払賃金の立替払制度

○ 未払賃金の立替払制度は、企業が「倒産」したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払う制度です。

※「倒産」とは、①破産手続開始等について裁判所の決定又は命令があった場合（法律上の倒産）又は②事実上、倒産状態にあること等について労働基準監督署長の認定（対象は中小企業のみ）があった場合（事実上の倒産）のことをいいます。

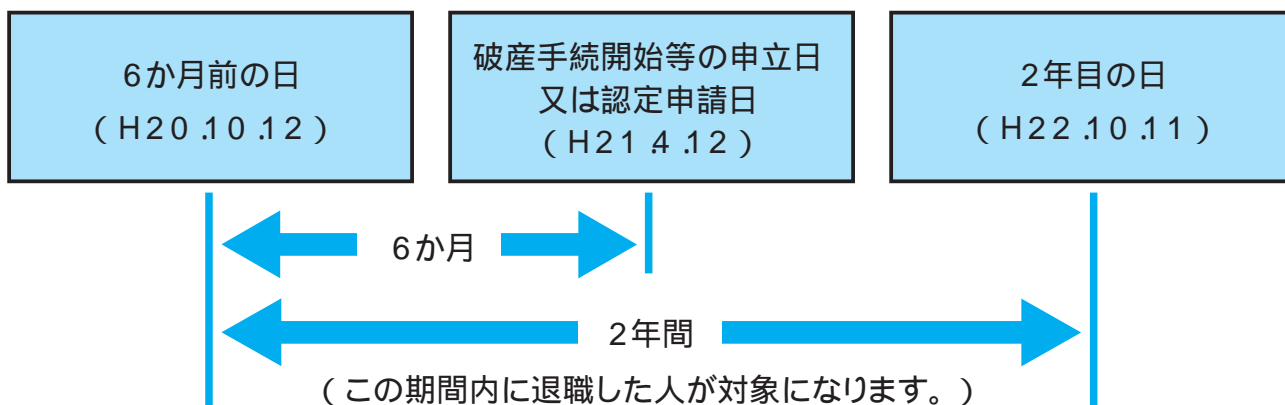
1 立替払を受けることができる人

労災保険の適用事業で1年以上にわたって事業活動を行ってきた企業（法人、個人を問いません。）に「労働者」として雇われていた方で、

- ①裁判所に対する破産手続開始等の申立日
- ②労働基準監督署長に対する倒産の事実について認定申請日

の6か月前の日から2年間に、当該企業の倒産に伴い退職した方で、未払賃金が残っている方に限ります。（ただし、未払賃金の総額が2万円未満の場合は、立替払を受けられません。）

※（参考例）立替払を受けることができる人



2 立替払の対象となる未払賃金

立替払の対象となる「未払賃金」は退職日の6か月前の日から労働者健康福祉機構に対する立替払請求日の前日までの間に支払期日が到来している「定期賃金」及び「退職手当」であって、未払となっているものです。

3 立替払いされる額

立替払の額は、「未払賃金総額」の100分の80の額です。

ただし、未払賃金総額が、下表の退職日における年齢の区分に応じた未払賃金総額の限度額を超える場合は、この限度額の100分の80の額となります。

賃金の支払の確保等に関する法律施行令に基づく限度額

退職日における年齢	未払賃金総額の限度額	(参考) 立替払の上限額
45歳以上	370万円	296万円
30歳以上45歳未満	220万円	176万円
30歳未満	110万円	88万円